

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月一日

鳥取市商栄町四〇五番地一

富士総合警備保障株式会社

代表取締役 谷口 道明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月一日

熊本市西区田崎町三八〇番地四四

株式会社給食会

代表取締役 松枝 隆

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月一日

沖縄県那覇市西一丁目二四番一〇号

琉海リース株式会社

代表取締役 角 善晴

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である令和七年八月五日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月一日

新潟県上越市中通町五番七号

杉山建設株式会社

代表取締役 杉山 成雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山本正志が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月一日

岐阜県揖斐郡大野町大字稲富三三二五番地

CARAVAN HOUSE INC.

日本における代表者 山本 正志

任意清算公告

当法人は、令和七年六月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月一日

沖縄県中頭郡北谷町字浜川八番地二四し

ぜんビル二F-B 税理士法人ニライ

社員 當山 孝祥

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき優先資本金の額を金四十億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年四月十六日付官報の号外第八十六号四十八頁に掲載されています。

令和七年七月一日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイト

トーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内 ESR 幸浦1 特定目的会社

取締役 山崎 亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は発行済優先出資八万口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年八月四日まで当社にご提出下さい。

令和七年七月一日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイト

トーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内 ESR 幸浦1 特定目的会社

取締役 山崎 亮雄

債権申出の公告 (第三回)

当規約型確定給付企業年金は、令和七年五月三十一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年六月二十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年七月一日

東京都中央区新富一丁目七番三三

株式会社ハローズ

確定給付企業年金清算人 藤澤洋一郎

権利義務の承継公告

左記組合及び連合会は、農業協同組合法第七十条に基づき甲が乙の権利義務全部を承継して、乙は解散することいたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、甲及び乙の貸借対照表は、甲及び乙それぞれの主たる事務所に備え置いてあります。

令和七年七月一日

和歌山市美園町五丁目一番地の一

(甲) 和歌山県農業協同組合

代表理事組合長 坂東 紀好

和歌山市美園町五丁目一番地の一

(乙) 和歌山県農業協同組合連合会

代表理事理事長 楠本 健次

訂正公告

令和七年六月二十四日(号外第一四一)号掲載の第十九期決算公告(枠組)中、その他資本剰余金の金額「[335]」とあるは「[324]」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月一日

東京都新宿区舟町五

SEモバイル・アンド・オンライン株式会社

代表取締役 伊藤 文彦

訂正公告

令和七年六月十九日(号外第一三六号)掲載の第八期決算公告(枠組)中、「[222]」とあるは「[221]」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月一日

東京都港区新橋三丁目一番一

株式会社エナジーゲートウェイ

代表取締役 山口 康郎(鈴木 康郎)